

八丈町農業委員会

第2回総会議事録

令和8年5月25日(月)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和8年5月25日(月) 9:00~12:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

会長	14	菊池 寛	委員	6	磯崎 典雄
会長職務代理者	13	浅沼 實	〃	7	菊池 勝男
委員	1	浅沼 博之	〃	8	菊池 みゆき
〃	2	加藤 純生	〃	9	金田 可奈利
〃	3	磯崎 正	〃	10	金田 秀彦
〃	4	伊勢崎 武二	〃	11	冲山 至
〃	5	奥山 利平	〃	12	青木 保憲

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：6名

委員	1	菊池 家司	委員	5	菊池 有梨沙
〃	2	磯崎 光宏	〃	6	奥山 光洋
〃	3	村口 知功	〃	7	浅沼 幸友
〃	4	浅沼 美和子			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：3番 磯崎 正委員、4番 伊勢崎 武二委員

8. 議事

会議日程

1) 会長活動報告

2) 事務局長活動報告

3) 議案第1号 農地法第3条の規定による処分の撤回願出について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見の聴取について（利用権設定）

議案第4号 非農地判断願出書の承認について

議案第5号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況

その他事務の実施状況の公表及び令和8年度最適化活動の目標の設定等について

9. 出席事務局職員：事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 篠崎 京平、
事務局 奥山 万羅、小宮山 優、西濱 智洋、佐々木 大翔

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：5名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 中村 美郷
八丈支庁産業課農務担当 主任 荻野 あゆみ
島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 遠藤 佳成
島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 加藤 綾奈
島しょ農林水産総合センター普及指導センター 課長代理 鶴沢 玲子

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

会長 それでは時間となりましたので第2回総会を開催いたします。
本日、事務局長の大澤さんは出張の為、欠席との事です。
本日の会議録署名委員ですが、3番磯崎 正委員・4番伊勢崎 武二委員お願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

会長 次に事務局長活動報告を事務局次長よりお願いします。

事務局次長 <事務局長活動報告>

会長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法第3条の規定による処分の撤回願出についてを上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 こちらの案件は、昨年8月総会において農地法第3条の規定により審議し、●●●●さんから●●●●さんへの所有権移転の許可を受けた農地であります。
しかし、譲渡人と譲受人との契約を進めていったところ、契約が破談となってしまう、耕作が出来なくなってしまった為、今回許可撤回の願出がありました。
農地法第3条の許可は出ましたが、法務局への登記変更申請はまだしておらず、所有者は現在、齋藤直美さんとなっております。
また、この農地について、耕作ができなくなりましたが、別の方が農地取得の希望をしている為、この後の議案第2号において審議したいと思います。
それでは、説明に入らせていただきます。
議案第1号 農地法第3条の規定による処分の撤回願出について
下記の者より農地法第3条の規定による処分の撤回願出があったので意見を求める。
令和8年5月25日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛
撤回を求める農地の所在 大字●●●●番●、登記・現況 畑、農振区分 農振内

面積 412㎡ 許可を受けた譲渡人 ●● ●●

許可を受けた譲受人 ●● ●●

許可を受けた権利の内容 3条有償移転

撤回を願った理由 隣接する宅地と共に売買予定であったが、売買条件に相違が発生し、契約が破談となった為、撤回を願出る。

農地の場所については、次の議案第2号で説明いたしますので、省略させていただきます。

事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。本件について、質疑をお受けいたします。質疑ございませんか？

〈質疑なし〉

質疑は特にありませんので、採決に入ります。本件について、ご異議ございませんか？

〈異議なしの声多数〉

異議無いものと認め、本件については可といたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和8年5月25日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛

番号1 農地の所在 大字●●●●番●、登記・現況 畑、農振区分 農振内

面積 412㎡、権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●● ●●

譲渡人は自身が島外にあり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●● ●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。作付予定作物 野菜

番号2

①農地の所在 大字●●●●番●、登記・現況 畑、農振区分 農振内、面積 365㎡

②農地の所在 大字●●●●番●、登記・現況 畑、農振区分 農振内、面積 580㎡

2筆合計 945㎡、権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●● ●

譲渡人は健康上の理由により、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●● ●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。作付予定作物 ロベレニー

番号3

②農地の所在 大字●●●●番●、登記・現況 畑、農振区分 農振外、面積 222㎡

③農地の所在 大字●●●●番●、登記 山林・現況 畑、農振区分 農振内、面積 2,063㎡

2筆合計 2,285㎡、権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●● ●●

譲渡人は自身の経営作目の技術継承を目的とし、譲受人の経営基盤を構築する為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●● ●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 野菜、ロベレニー、マンゴー

続いて場所の説明に移ります。資料2ページをご覧ください。

番号1 農地は、西見信号交差点より都道八丈循環線を永郷方面へ約600m進んだ左側の場所になります。3ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料4ページをご覧ください。

番号2 農地は、康政里第二住宅より乙千代ヶ浜海水浴場方面へ約80m進んだ右側の場所になります。5ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料 6 ページをご覧ください。

番号 3①農地は、末吉出張所より都道八丈循環線を登龍峠方面へ約 210m 進んだ右側の場所になります。7 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料 8 ページをご覧ください。

番号 3②農地は、末吉駐在所より都道八丈循環線を登龍峠方面へ約 80m 進み左折、約 120m 進み右折、約 130m 進み左折、そこから道なりに約 50m 進んだ右側の場所になります。

9 ページに農地図がございますので、周辺環境をご確認ください。

最後に許可要件について説明します。

番号 1 農地の●● ●●さんについては、公務員ではありますが、普段から知り合いの畑を手伝うなどしており、農作業経験はあるとのこと。農地については、転居予定の建物に隣接した場所に位置しており、現在、少し荒れておりますが、農地取得後、草刈機等で整備し、休日等を利用しながら旦那さんと共に野菜の栽培を行っていくとのこと、全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても、周囲の方々と話しをし、調和した農業を行っていききたいとのことですので問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても聞き取りを行い確認していますので問題ありません。従事者の配置状況については他に農地を所有していないため問題ありません。

番号 2 農地の●● ●●さんについては、登龍峠でこれまでロベを栽培しておりましたが、昨年の台風で被害があったことから、リスク分散も踏まえ農地仲介制度に掲載のあった今回の農地を利用し、ロベの育苗をしていきたいとのことでした。農地については、竹や高木化したロベが生えていますが、農地取得後、整地を行い、ロベの育苗をしていく計画とのこと、全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても、周囲の方々と話しをし、調和した農業を行っていききたいとのことですので問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても聞き取りを行い確認していますので問題ありません。従事者の配置状況については、所有する農地が全て島内ですので問題ありません。

番号 3 農地の●● ●●さんについては、現在、譲渡人である●●● ●●さんの手伝いを行っており、今後、経営継承をしていく予定とのこと。農地については、2 筆とも綺麗に管理されており、②農地については、作目も植え付けられており、直ぐに栽培できる状況です。農地取得後も、●●さんに教えてもらいながら各作目の栽培を続けていくとのこと、全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても、周囲の方々と話しをし、調和した農業を行っていききたいとのことですので問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても聞き取りを行い確認していますので問題ありません。従事者の配置状況については他に農地を所有していないため問題ありません。事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。地域の推進委員・農業委員に意見を伺っていきます。
大賀郷地域より推進委員 6 番 奥山 光洋委員説明願います。

推委 6 番 この物件は議案第 1 号にて撤回の届出があった物件になりますが、内容については家付きの農地という事ですので、問題ないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 続いて、農業委員 8 番 菊池 みゆき委員説明願います。

農委 8 番 はい、●●● ●●さんとは破断という事ですが、次の方は役場務めの方という事で、大変良いかと思います。よろしく願います。

議長 続いて、樫立地域より推進委員 2 番 磯崎 光弘委員説明願います。

推委 2 番 はい、農業委員と事務局と確認してきました。道沿いの場所で現状でもロベは植わっています。少し海が近いですが、畑としては利用しやすそうな場所です。ロベは植え替えるとの事ですが、

問題なく行えると思います。よろしく申し上げます。

議長 続いて、農業委員 3 番 磯崎 正委員説明願います。

農委 3 番 はい、推進委員と事務局と確認してきました。推進委員の説明と重なりますが、道沿いで非常に良い場所だと思います。よろしく申し上げます。

議長 続いて、末吉地域より推進委員 7 番 浅沼 幸友委員説明願います。

推委 7 番 はい、末吉●●●番●は綺麗に整理されており、現在はサツマイモの苗が植えてあり、問題ないと思います。末吉●●●番●はマンゴーのハウスとロベが隣接してあります。マンゴーはハウスの中で綺麗にすくすくと育っていました。ロベの方は台風によりネットハウスが壊れてしまいましたが、今後手入れをしていけば問題ないと思います。●●さんはマンゴーの方に非常に興味があり、●●さんから引き継いだ後はしっかりと管理していくと思います。

議長 続いて、農業委員 12 番 青木 保憲委員説明願います。

農委 1 2 番 はい、●●さんは●●さんと親族関係にあたる方で、昨年春、八丈島の方に移住してきました。今後は●●さんの後継者として、農業技術の継承も含め、農地も譲り渡していきたいとの事で、問題ないと思います。

議長 説明が終わりました。質疑をお受けします。質疑ございませんか？
《質疑なし》

議長 質疑を終結し、採決に入りたいと思います。本件についてご異議ございませんか？
《異議なしの声多数》

議長 異議ないものと認め、本件については許可といたします。

議長 続きまして、議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見の聴取についてを上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第 3 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく
農用地利用集積等促進計画の意見の聴取について
農地中間管理事業の推進に関する法律 19 条第 1 項の規定により、
下記農用地利用集積等促進計画の提出について意見を求める。
令和 8 年 5 月 25 日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛
番号 1 農地の所在 大字●●●●番●、登記 田・現況 畑、農振区分 農振内、面積 890
㎡内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●● ●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●● ●●

利用目的 ロベレニー、期間 3年間、賃借料は年間10,000円となります。

番号2 農地の所在 大字●●●番●、登記・現況 畑、農振区分 農用内

面積 1304㎡の内308㎡、内容は更新となります。

利用権を設定する者 ●● ●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●● ●●

利用目的 グラジオラス、期間 3年間、賃借料は無償となります。

番号3

①農地の所在 大字●●●●番●、登記・現況 畑、農振区分 農振内、面積 1,106㎡

②農地の所在 大字●●●●番、登記 山林・現況 畑、農振区分 農用内、面積 3,279㎡

③農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振内、面積 353㎡

④農地の所在 大字●●●●番●、登記・現況 畑、農振区分 農振外、面積 266㎡

⑤農地の所在 大字●●●●番●、登記・現況 畑、農振区分 農用内、面積 5,237㎡

5筆合計 10,241㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●● ●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●● ●●

利用目的 レザーファン・果樹、期間 10年間、賃借料は無償となります。

番号4

①農地の所在 大字●●●●番●、登記 山林・現況 畑、農振区分 農用内、面積 3,249㎡

②農地の所在 大字●●●●番●、登記 山林・現況 畑、農振区分 農用内、面積 2,199㎡

2筆合計 5,448㎡、内容は新規となります。

利用権設定をする者 ●● ●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●● ●

利用目的 ロベレニー、期間 10年間、賃借料は無償となります。

続いて、場所の説明にうつります。資料2ページをご覧ください。

番号1 農地は、八丈町和泉体験農園より和泉親水公園方面へ約40m進み左折。そこから道なりに約190m進んだ右側の場所になります。

3ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料4ページをご覧ください。

番号2 農地は、バス停富次朗商店より都道八丈循環線を中之郷方面へ約40m進み右折、約120m進み左折、そこから道なりに約260m進んだ右側の場所になり、対象地は、赤色の斜線で塗りつぶされた区域となります。

5ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料6ページをご覧ください。

番号 3①及び②農地は、町當中之郷団地より清戸原農道方面へ約 210m進み左折、約 150m進み右折、そこから道なりに約 30m進んだ右側が①農地、左側が②農地になります。

7 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料 8 ページをご覧ください。

番号 3③農地は、中之郷出張所より都道八丈循環線を末吉方面へ約 50m進み左折、約 340m進み左折、そこから道なりに約 40m進んだ右側の場所になります。

9 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料 10 ページをご覧ください。

番号 3④及び⑤農地は、えこ・あぐりまーと駐車場より旧地熱発電所方面へ約 100m進んだ右側が④農地、左側が⑤農地になります。

11 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料 12 ページをご覧ください。

番号 4 農地は、名古の展望台駐車場より都道八丈循環線を末吉駐在所方面へ約 280m進み左折、約 660m進み右折、そこから道なりに約 340m進んだ右側が①農地、左側が②農地になります。

13 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

最後に確認事項ですが、番号 1 の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●● ●●さんについては、これまでもロベの栽培経験があり、本人では難しい薬剤散布等の重労働な作業については、知り合いに協力してもらい管理をしているとのこと。農地についてはロベが既に植えられており、きれいに管理されているため、直ぐに出荷が可能な状況ですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても申請書にて確認済みですので問題ありません。従事者の配置状況についても他に農地を所有していないため、問題ありません。

番号 2 の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●● ●●さんについては、普段より、ガラスハウスやロベの栽培をしており、農地については、更新であり、きれいに管理されている状況ですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても申請書にて確認済みですので、問題ありません。従事者の配置状況についても、管理する農地が全て島内ですので、問題ありません。

番号 3 の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●● ●●さんについては、認定農業者であり、貸主の●● ●●さんとは親子関係になります。農地については、全てパイプハウスや鉄骨ハウスが整備されており、きれいに管理されている状況です。今後は、●●さんが引き継いで管理をしていくとのこと、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地法等の法令の遵守についても申請書にて確認済みですので、問題ありません。従事者の配置状況についても、管理する農地が全て島内ですので、問題ありません。

番号 4 の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●● ●●さんについては、認定農業者であり、農地については、利用権からの移行であり、これまでも利用していた場所できれいに整備されている状況であるため、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地法等の法令の遵守についても申請書にて確認済みですので、問題ありません。従事者の配置状況についても、管理する農地が全て島内ですので、問題ありません。

事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。地域の推進委員・農業委員の意見を聞く前に利害関係者であります。
農業委員 11 番 沖山 至さんはご退席をお願いします。

《退席後》

それでは、地域の推進委員・農業委員の意見を伺ってまいります。

三根地域より推進委員 4 番 浅沼 美和子委員説明願います。

推委 4 番 はい、番号 1 につきまして、見てきました。ひょうたん池の横を入れていき、道幅が狭いが、圃場まで車で行けます。畑も最近まで使用していたので、綺麗な状態であり、ロベを運ぶのも道が近いので、問題ないと思います。●●歳でも畑に立ち続ける事、そのものに頭が下がる思いです。よろしくお願いたします。

議長 続きまして、農業委員 5 番 奥山 利平委員説明願います。

農委 5 番 はい、推進委員の説明に加えて、●●さんは●●歳ですが、非常に元気で車の運転も出来ます。近くに息子夫婦も住んでいるので、問題ないと思います。

議長 続きまして、櫻立地域より推進委員 2 番 磯崎 光弘委員説明願います。

推委 2 番 はい、グラジオラスの畑の方は既に球根を掘り上げており、大変綺麗な状態でした。問題ないと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 続きまして、農業委員 3 番 磯崎 正委員説明願います。

農委 3 番 はい、畑は非常に綺麗に管理されており、全く問題ないと思います。また、利用権設定時代からの更新という形になりますので、重ねて問題ないと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 続きまして、中之郷地域より推進委員 1 番 菊池 家司委員説明願います。

推委 1 番 はい、農業委員と事務局と確認してきました。番号③の農地は熱帯果樹が植わっていましたが、その他全てレザーファンとなっています。これだけ広い敷地ですが、どの圃場にも草が全くなく、綺麗に管理されている事に大変驚きました。問題ないと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 続きまして、農業委員 10 番 金田 秀彦委員説明願います。

農委 10 番 はい、推進委員と事務局の説明のとおりとなります。●●さんからの引継ぎという事で、全く問題ないと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 続きます、末吉地域より、推進委員 7 番 浅沼 幸友委員説明願います。

推委 7 番 はい、台風前に●●さんがほとんどロベ周りの大木などの伐採を行っており、現在は竹や草は若干ありますが、手入れをしながらロベの出荷も問題なく行えると思います。よろしく願います。

議長 続きます、農業委員 12 番 青木 保憲委員説明願います。

農委 1 2 番 はい、●●さんについては説明が不要と言ってもいいぐらいで、末吉地域の農業を担っていると言っても過言ではないと思います。問題ありませんので、よろしく願います。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか？
《質疑なし》

議長 質疑ございませんので、採決に入ります。本件について、ご異議ございませんか？
《異議なしの声多数》

議長 異議ないものと認め、本件については可といたします。
退席者の入室を許可しますので、事務局の方は案内をお願いします。
《至さん入室》

議長 続きます、議案第 4 号 非農地判断願出書の承認についてを上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第 4 号 非農地判断願出書の承認について
下記の所有者より非農地判断願出がありましたので、意見を求める。
令和 8 年 5 月 25 日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛
番号 1
①農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 雑種地、農振区分 農振外、面積 2,889 m²
②農地の所在 大字●●●●番●、登記 畑、現況 雑種地、農振区分 農振外、面積 716 m²
2 筆合計 3,605 m²
内容は非農地判断願出の提出によるものとなります。
所有者氏名 ●●● ●
非農地の事由としましては、対象地は 20 年以上前から土地所有者が経営する水道工事会社の資材置場として使用してしまっている状況にあり、当農地の利用状況を踏まえても、今後畑として活用する見込みは低い状況にあるため、今回非農地判断を願出することとした。
非農地取扱区分は雑種地化によるものであります。
続いて、場所の説明に移ります。資料 2 ページをご覧ください。
番号 1 農地はバス停三原中前より都道八丈循環線を中之郷出張所方面へ約 320m 進んだ右側と

なり、手前が②農地、奥が①農地となります。

3 ページ目に農地図がございますので周辺環境等をご確認ください。

今回の申請地については、農業委員、推進委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地については、広大な土地ではありますが、工事に使われる資材や重機などが置かれており、碎石も敷かれているため、今後農地としての利用は困難な状況であるため、非農地としても問題はないと思われます。それでは、ご意見をよろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。地域の推進委員・農業委員の意見を伺ってまいります。
中之郷地域より、推進委員 1 番 菊池 家司委員説明願います。

推委 1 番 はい、事務局の説明通りであり、碎石等があり、長らく使用されておりません。致し方ないと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 続きまして、農業委員 10 番 金田 秀彦委員説明願います。

農委 1 0 番 はい、記載の通りですが、既に長期間において資材置場として利用されております。現状追認という形になりますが、致し方ないかと思ひます。よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか？
《質疑なし》

議長 質疑を終結し、採決に入ります。本件についてご異議ございませんか？
《異議なしの声多数》

議長 異議ないものと認め、本件については可といたします。

議長 続きまして、議案第 5 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況
その他事務の実施状況の公表及び令和 8 年度最適化活動の目標の設定等についてを上程します。
事務局より説明願います。

事務局 議案第 5 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の
公表及び令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について
上記議案を提出する。令和 8 年 5 月 25 日 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛
別紙のとおり、本件については、農林水産省経営局長からの通達により、農業委員会の適正な
事務実施を行うことを目的として、毎年、活動計画を定め、その点検評価を行うこととしてい
るために提出する。
前回総会の協議第 1 号にて令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務
の実施状況の公表及び令和 8 年度最適化活動の目標の設定等についての案を決定いたしました。
この案を、町ホームページにて 5 月 1 日から 20 日までの期間掲載し、町民方の意見と要望の

募集を行いました。意見と要望はありませんでしたので、別紙本案を最終的な決定としたいため、ご審議のほどお願いいたします。

また、農業委員会等に関する法律の第37条（情報の公表）にて、農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。とあります。

農林水産省経営局通知「農業委員会事務の実施状況等の公表について」より、活動の点検・評価及び活動計画については、市町村のホームページ等で6月30日までに公表することが適当となっておりますので、6月1日より、この令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和8年度最適化活動の目標の設定等を町ホームページにて公表いたします。事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか？

《質疑なし》

議長 質疑を終了し、採決に入ります。本件についてご異議ございませんか？

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、本件について、令和7年度の実績及び令和8年度の目標とし、決定します。